

議案第 5 4 号

向日市公共施設整備基金条例の一部改正について

向日市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

向日市公共施設整備基金条例（平成29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（処分） 第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 （1）～（3） 略 <u>（4） 公共施設の整備に係る公債費に充てると</u> <u>き。</u></p>	<p>（処分） 第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 （1）～（3） 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。